

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年5月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇〇〇土地改良区のR1年度の総代会及び会計報告等の関係書類一式」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年6月5日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、別紙に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）のとおり特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年6月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為が分かったため。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（各支線の監査書）を隠しているので出せ。本来委員外監査人が入っていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

〇〇総合県民局農林水産部〇〇（以下「農林水産部〇〇」という。）は、審査請求人が公文書公開請求した書類を、〇〇〇〇土地改良区のR 1年度の総代会及び会計報告等の関係書類一式であると特定した。

書類に含まれる〇〇〇〇土地改良区事務局長、事務員の氏名、通常総代会議長、議事録記名人、総括監事及び監事の印影は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から1号により非公開とした。

また、〇〇〇〇土地改良区理事長の印影、会議の状況及び議案書の平成30年度一般会計収支決算書の項、目（本年度決算額、本年度予算額、比較増減）等は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、法人の権利利益を保護する観点から、2号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「県は、あるべき書類（各支線の監査書）を隠している。」と主張するが、〇〇〇〇土地改良区から総代会の関係書類一式が提出されている農林水産部〇〇では、今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

以上により、本件請求を部分公開決定としたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年9月 9日	諮問
令和7年1月29日 第3部会（第16回）	審議
同 年2月20日 第3部会（第17回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、あるべき書類を隠しているので出せと主張しており、実施機関が行った公文書の特定については争いがなく、特定した公文書の不足を主張していると解されることから、当審査会としては、実施機関の行った公文書の特定は

妥当と判断し、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、非公開情報を除き全て公開しているとのことである。

審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、当該文書の存在を認めることはできない。

3 非公開情報である条例第8条第1号及び第2号の該当性について

当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、本件処分とは関係のない主張であるから、当審査会はこれらについて判断する権限を有しておらず、また、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理恵子	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	
橋 本 正 成	弁護士	

別紙

公文書の件名	公開しない部分	公開しないこととした理由
令和 2 年 4 月 2 1 日付け 那南土第 1 号決 議事項報告書	〇〇〇〇土地改良区理事長の印影	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第 8 条第 2 号に該当)
令和 2 年通常総 代会議事録	〇〇〇〇土地改良区事務局長及び事務員の氏名、議長及び議事録記名人の印影	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例第 8 条第 1 号に該当)
	会議の状況、〇〇〇〇土地改良区理事長の印影	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第 8 条第 2 号に該当)
〇〇〇〇土地改良区総代会出席者名簿、役員出席者名簿		
〇〇〇〇土地改良区 通常総代会議案書(案) 令和 2 年 3 月 5 日 (木)	・「目次」の〇〇〇〇土地改良区事務局長の氏名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例第 8 条第 1 号に該当)
	・第 1 号議案の「第 2. 事業の状況 1. 工事の施工」の数量、事業費、内訳(補助金、地元負担金) ・第 1 号議案の「第 4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第 8 条第 2 号に該当)

入元金、年利、未償還元金、償還期限 ・第1号議案の「第4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額、徴収額、徴収率、未収額	
・第1号議案の「監査意見書」の総括監事及び監事の印影	個人に関する情報であつて、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第1号に該当)
・第2号議案の「平成30年度一般会計収支決算書」の項、目の本年度決算額、本年度予算額、比較増減 ・第2号議案の「平成30年度特別会計小水力発電事業収支決算書」の項、目の本年度決算額、本年度予算額、比較増減 ・第2号議案の「平成30年度積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額、本年度予算額、比較増減 ・第2号議案の「平成30年度特別事業積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額、本年度予算額、比較増減、付記 ・第2号議案の「平成30年度〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇各用水費収支決算書」の項、目の本年度決算額、本年度予算額、比較増減	法人に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
・第2号議案の「監査意見書」の総括監事及び監事の印影	個人に関する情報であつて、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

	れがあるもの。 (条例第8条第1号に該当)
・第3号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
・第3号議案の「監査意見書」の総括監事及び監事の印影	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第1号に該当)
・第4号議案の「令和2年度事業計画(案)決議の件」の予定事業費	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
・第5号議案の「令和2年度一般会計収支予算書(案)」の項、目の本年度予算額、前年度予算額、比較増減	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
・第6号議案の「令和2年度積立金会計収支予算書(案)」の項、目の本年度予算額、前年度予算額、比較増減	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)

	・第7号議案の「令和2年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の項、目の本年度予算額、前年度予算額、比較増減	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
	・第8号議案の「令和2年度〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇各用水費収支予算書（案）」の項、目の本年度予算額、前年度予算額、比較増減	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
	・第11号議案の「令和2年度一時借入（案）決議の件」の1. 借入先、2. 借入金額、3. 借入時期、4. 借入条件、5. 償還期限、6. 償還財源	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
	・第12号議案の「令和2年度現金預入先（案）決議の件」の預入先	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
〇〇〇〇土地改良区 令和2年通常総代会議案書 別冊（案）	・第15号議案の「第3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入利息、年利、償還元金、未償還元金、償還期限 ・第15号議案の「第3. 経理の状況 2. 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額、徴収額、徴収率、未収額	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
	・第16号議案の「平成30年	法人に関する情報であって、公にす

	度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額、本年度予算額、比較増減	ることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
	・第16号議案の「監査意見書」の総括監事及び監事の印影	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第1号に該当)
	・第17号議案の「平成30年度国営附帯県営農地防災事業財産目録承認の件」の現金預貯金、未収入金、借入額、償還期限	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
	・第18号議案の「令和2年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支予算書(案)」の項、目の本年度予算額、前年度予算額、比較増減	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 (条例第8条第2号に該当)
令和2年度 通水計画		